

岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

令和5年3月

岡 山 県

第1章	計画策定の趣旨等	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画対象	1
第3節	計画期間	2
第4節	計画の見直し	2
第2章	PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	3
第1節	PCB廃棄物の保管量等の現状	3
1	PCB廃棄物の保管量の現状	3
2	PCB使用製品の所有量の現状	6
第2節	PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み	8
第3章	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項	10
第1節	高濃度PCB廃棄物の処理の体制の現状	10
第2節	高濃度PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策	11
第3節	高濃度PCB廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項	11
1	PCB廃棄物収集運搬業者の確保	12
2	合理的な経路による運搬	12
3	事故時の連絡体制の整備	12
第4節	低濃度PCB廃棄物の処理	12
第4章	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項	13
第1節	県の役割	13
1	監視、指導に関すること	13
2	高濃度PCB廃棄物の広域的処理の推進に関すること	14
3	緊急時の対応に関すること	14
4	県民、事業者等の理解を深めるための方策に関すること	15
5	中小企業者等への支援に関すること	15
第2節	保管事業者の役割	16
第3節	所有事業者の役割	16
第4節	収集運搬業者の役割	17
第5節	処分業者の役割	17
第6節	政令市及び県内市町村の役割	17
第7節	その他関係者の役割	17

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有することから、熱媒体、変圧器・コンデンサー用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い用途で使用されてきた。

しかしながら、熱媒体として使用されていたPCBが食用油中に混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が昭和43年に起き、さらに各地の魚類や鳥類などの体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が社会問題となり、昭和48年10月に公布された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、昭和49年6月以降、PCBの製造、輸入及び使用が原則禁止となった。

その後、国内においては、変圧器、コンデンサー等のPCB廃棄物の処理体制が整わず、結果として、長期間にわたり事業者による保管が継続し、PCB廃棄物の紛失等による環境汚染の進行が懸念される状況となった。

このような状況から、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）が公布され、同年7月15日から施行された。国は、PCB特措法第6条の規定により、平成15年4月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。）を策定し、拠点的広域処理施設を全国5か所に整備することなど、PCB廃棄物の処理に関する基本的方針を定めた。

しかし、PCB廃棄物の処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの処理完了が困難な状況となったことから、国は、平成24年12月にPCB特措法施行令を改正し、その期間を令和9年3月31日まで延長した。

また、平成28年5月にPCB特措法を改正し、高濃度PCB廃棄物の処理対象ごとに、処分期間と特例処分期限日を設定するほか、令和元年12月にPCB特措法施行規則を改正し、高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の基準を変更して、低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品の範囲を拡大し、PCB廃棄物処理基本計画を変更したところである。

本計画は、PCB特措法第7条の規定により、PCB廃棄物処理基本計画及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5第1項の規定により策定した岡山県廃棄物処理計画に即して、岡山県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、早期かつ計画的な処理を促進し、もって、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ることを目的として策定するものである。

第2節 計画対象

本計画は、岡山県内全域に存するPCB特措法第2条第1項に規定するPCB廃棄物及び同条第3項に規定するPCB使用製品を対象とする。

なお、PCB廃棄物及びPCB使用製品の区分は表1-1のとおりである。

表 1 - 1 P C B 廃棄物及び P C B 使用製品の区分

種類	定義・P C B 濃度
P C B 廃棄物	P C B 原液、P C B を含む油又は P C B が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの
高濃度 P C B 廃棄物	P C B 濃度が 5, 000mg/kg 超（可燃性の汚染物等 ^{※1} については 100, 000mg/kg 超）のもの
低濃度 P C B 廃棄物	非意図的に微量の P C B により汚染された電気機器等及び P C B 濃度が 5, 000mg/kg 以下（可燃性の汚染物等については 100, 000mg/kg 以下）のもの
P C B 使用製品	P C B 原液、P C B を含む油又は P C B が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品
高濃度 P C B 使用製品	P C B 濃度が 5, 000mg/kg 超（可燃性の P C B 使用製品 ^{※2} については 100, 000mg/kg 超）のもの
低濃度 P C B 使用製品	非意図的に微量の P C B により汚染された電気機器等及び P C B 濃度が 5, 000mg/kg 以下（可燃性の P C B 使用製品については 100, 000mg/kg 以下）のもの

※1 汚泥、紙くず、木くず、繊維くずその他 P C B が塗布され又は染み込んだ物が廃棄物となったもの、廃プラスチック類に P C B が付着し又は封入されたもの

※2 紙、木、繊維その他 P C B が塗布され又は染み込んだ製品、プラスチックに P C B が付着し又は封入された製品

第 3 節 計画期間

本計画の期間は、P C B 特措法で定める処分期間を踏まえて、令和 8 年度までとする。

なお、県内の P C B 廃棄物の処分期間は表 1 - 2 のとおりである。

表 1 - 2 県内の P C B 廃棄物の処分期間

P C B 廃棄物の種類		処分期間	特例処分期限日 [※] (計画的処理完了期限)
高濃度 P C B 廃棄物	大型変圧器・コンデンサー 等	平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 31 年 3 月 31 日
	安定器及び汚染物 等	令和 3 年 3 月 31 日まで	令和 4 年 3 月 31 日
低濃度 P C B 廃棄物		令和 9 年 3 月 31 日まで	

※ 高濃度 P C B 廃棄物を特例処分期限日までに処分することが確実であるとして、県に届出を行った事業者に適用される処分期間

第 4 節 計画の見直し

本計画は、岡山県廃棄物処理計画及び P C B 廃棄物処理基本計画の改訂、P C B 廃棄物の処理体制の状況等を勘案し、適宜見直しを行うこととする。

第2章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

第1節 PCB廃棄物の保管量等の現状

1 PCB廃棄物の保管量の現状

県内の事業場においてPCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、PCB特措法第8条及び第15条の規定により、毎年度、PCB廃棄物の保管状況等を岡山県知事又は政令市（岡山市、倉敷市）長へ届け出ることが義務づけられている。

この届出内容を集計した県内のPCB廃棄物の保管量は、表2-1のとおりであり、この保管量を政令市、県民局単位で集計したものが表2-3である。また、保管事業場数は表2-2のとおりである。

表 2 - 1 県内の P C B 廃棄物の保管量 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

P C B 廃棄物の種類	高濃度 P C B 廃棄物		低濃度 P C B 廃棄物		P C B 濃度不明廃棄物	
	事業場数	保管量	事業場数	保管量	事業場数	保管量
変圧器	-	-	136	494台 205kg	3	16台
コンデンサー (3kg 以上)	45	67台	61	159台 30kg	7	15台
コンデンサー (3kg 未満)	4	351台	18	148台	5	118台
柱上変圧器	-	-	3	44台	-	-
安定器	10	171台 3,963kg	6	359台 172kg	1	1台
P C B を含む油	1	0.2kg	31	8個 3,990kg 35L	-	-
O F ケーブル	-	-	1	1個	-	-
その他の機器	-	-	55	267台 80kg	2	21台
感圧複写紙	-	-	-	-	-	-
ウエス	-	-	20	411kg	-	-
汚泥	-	-	3	2,639kg	-	-
塗膜	-	-	5	3,198kg	-	-
その他	1	-	44	40個 16,768kg 120L	1	3kg

※ 1 表中の単位以外の単位で届出されている物は、事業場数のみ計上した。また、表中の同欄に複数の単位で表示した物は、それぞれ保管量は重複しない。

※ 2 その他の機器とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

※ 3 その他とは、その他の機器等を含む全ての P C B 廃棄物の種類に分類できない物又は複合汚染物である。

表 2 - 2 県内の P C B 廃棄物保管事業場数 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

P C B 廃棄物の保管事業場数	岡山県内			
	岡山市内	倉敷市内	県所管内	286
	93	74	119	

表2-3 政令市、県民局単位のPCB廃棄物の保管量（令和4年3月31日現在）

PCB廃棄物の種類	高濃度PCB廃棄物					低濃度PCB廃棄物					PCB濃度不明廃棄物				
	岡山市内	倉敷市内	県所管内			岡山市内	倉敷市内	県所管内			岡山市内	倉敷市内	県所管内		
			備前 県民局	備中 県民局	美作 県民局			備前 県民局	備中 県民局	美作 県民局			備前 県民局	備中 県民局	美作 県民局
変圧器	-	-	-	-	-	115台 205kg	201台	70台	57台	51台	-	7台	-	9台	-
コンデンサー（3kg以上）	12台	26台	11台	11台	7台	44台	63台 30kg	15台	21台	16台	5台	5台	-	5台	-
コンデンサー（3kg未満）	1台	348台	1台	-	1台	45台	90台	4台	9台	-	28台	86台	-	4台	-
柱上変圧器	-	-	-	-	-	18台	24台	2台	-	-	-	-	-	-	-
安定器	65台 311kg	95台 3,652kg	11台	-	-	2台	354台 172kg	3台	-	-	1台	-	-	-	-
PCBを含む油	-	-	0.2kg	-	-	166kg	5個 2,835kg 35L	1個 88kg	119kg	2個 780kg	-	-	-	-	-
OFケーブル	-	-	-	-	-	-	1個	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の機器	-	-	-	-	-	123台 10kg	110台	8台	5台 70kg	21台	20台	1台	-	-	-
感圧複写紙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウエス	-	-	-	-	-	21kg	250kg	126kg	4kg	11kg	-	-	-	-	-
汚泥	-	-	-	-	-	2kg	-	-	-	2,637kg	-	-	-	-	-
塗膜	-	-	-	-	-	2,908kg	0.01kg	-	-	290kg	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	3個 1,458kg	33個 7,338kg 120L	1個 5,652kg	1,302kg	3個 1,017kg	3kg	-	-	-	-

※1 表中の単位以外の単位で届出されている物は、計上対象外とした。また、表中の同欄に複数の単位で表示した物は、それぞれ保管量は重複しない。

※2 その他の機器とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

※3 その他とは、その他の機器等を含む全てのPCB廃棄物の種類に分類できない物又は複合汚染物である。

2 PCB使用製品の所有量の現状

高濃度PCB使用製品（電気事業法（昭和39年法律第170号）で定める電気工作物である高濃度PCB使用製品（以下「高濃度PCB使用電気工作物」という。）を除く。）を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）は、PCB特措法第19条の規定により、毎年度、PCB使用製品の廃棄の見込み等を岡山県知事又は政令市長へ届け出ることが義務づけられている。

また、高濃度PCB使用電気工作物を含むPCBを絶縁油に使用する電気工作物にあつては、電気事業法第106条の規定による電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）に基づき、所管産業保安監督部へ使用状況等の報告が必要であり、本県では、中国四国産業保安監督部から情報提供を受け、使用状況の把握に努めている。

PCB特措法に基づく届出内容等を集計した県内のPCB使用製品の所有量は表2-4のとおりであり、この所有量を政令市、県民局単位で集計したものが表2-6である。また、PCB使用製品の所有事業場数は表2-5のとおりである。

表2-4 県内のPCB使用製品の所有量（令和4年3月31日現在）

PCB使用製品の 種類	高濃度PCB使用製品		低濃度PCB使用製品		PCB濃度不明使用製品	
	事業場数	所有量	事業場数	所有量	事業場数	所有量
変圧器	-	-	178	848台	4	8台
コンデンサー（3kg以上）	-	-	13	48台	7	15台
コンデンサー（3kg未満）	1	3台	3	6台	-	-
柱上変圧器	-	-	1	2台	-	-
安定器	-	-	-	-	-	-
PCBを含む油	1	0.1kg	5	5個	-	-
OFケーブル	-	-	2	6個、2,710kg	-	-
その他の機器	1	6台	37	122台	1	1台
感圧複写紙	-	-	-	-	-	-
ウエス	-	-	-	-	-	-
汚泥	-	-	-	-	-	-
塗膜	-	-	4	1個	1	-
その他	1	1kg	5	1個、314,760kg	-	-

※1 表中の単位以外の単位で届出されている物は、事業場数のみ計上した。また、表中の同欄に複数の単位で表示した物は、それぞれ所有量は重複しない。

※2 その他の機器とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

※3 その他とは、その他の機器等を含む全てのPCB使用製品の種類に分類できない物又は複合汚染物である。

表2-5 県内のPCB使用製品の所有事業場数（令和4年3月31日現在）

PCB使用製品の所有事業場数	岡山県内			
	岡山市内	倉敷市内	県所管内	219
	77	46	96	

表2-6 政令市、県民局単位のPCB使用製品の所有量（令和4年3月31日現在）

PCB使用製品の 種類	高濃度PCB使用製品					低濃度PCB使用製品					PCB濃度不明使用製品				
	岡山市内	倉敷市内	県所管内			岡山市内	倉敷市内	県所管内			岡山市内	倉敷市内	県所管内		
			備前 県民局	備中 県民局	美作 県民局			備前 県民局	備中 県民局	美作 県民局			備前 県民局	備中 県民局	美作 県民局
変圧器	-	-	-	-	-	112台	486台	115台	105台	30台	1台	3台	-	4台	-
コンデンサー（3kg以上）	-	-	-	-	-	5台	36台	-	7台	-	5台	2台	-	8台	-
コンデンサー（3kg未満）	-	-	3台	-	-	-	2台	4台	-	-	-	-	-	-	-
柱上変圧器	-	-	-	-	-	2台	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安定器	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCBを含む油	-	-	-	-	-	-	-	5個	-	-	-	-	-	-	-
OFケーブル	0.1kg	-	-	-	-	-	6個 2,710kg	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の機器	-	-	6台	-	-	54台	57台	2台	2台	7台	1台	-	-	-	-
感圧複写紙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウエス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塗膜	-	-	-	-	-	-	1個	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1kg	-	-	-	-	-	12,860kg	-	-	1個 301,900kg	-	-	-	-	-

※1 表中の単位以外の単位で届出されている物は、計上対象外とした。また、表中の同欄に複数の単位で表示した物は、それぞれ所有量は重複しない。

※2 その他の機器とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

※3 その他とは、その他の機器等を含む全てのPCB使用製品の種類に分類できない物又は複合汚染物である。

第2節 PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み

今後のPCB廃棄物の発生量は、PCB使用製品が全量PCB廃棄物として発生するものと仮定し、PCB使用製品の所有量と同量とする。

PCB廃棄物の処分見込量は、PCB廃棄物の保管量に今後の発生量（PCB使用製品の所有量）を加えたものとなり、集計すると表2-7のとおりであり、これを政令市、県民局単位で集計したものが表2-9である。また、PCB廃棄物の処分見込事業場数は表2-8のとおりである。

表2-7 県内のPCB廃棄物の処分見込量（令和4年3月31日現在）

PCB廃棄物の種類	高濃度 PCB廃棄物	低濃度 PCB廃棄物	PCB濃度不明 廃棄物
	処分見込量	処分見込量	処分見込量
変圧器	-	1,342台、205kg	24台
コンデンサー（3kg以上）	67台	207台、30kg	30台
コンデンサー（3kg未満）	354台	154台	118台
柱上変圧器	-	46台	-
安定器	171台、3,963kg	359台、172kg	1台
PCBを含む油	0.3kg	13個、3,990kg 35L	-
OFケーブル	-	7個、2,710kg	-
その他の機器	6台	389台、80kg	22台
感圧複写紙	-	-	-
ウエス	-	411kg	-
汚泥	-	2,639kg	-
塗膜	-	1個、3,198kg	-
その他	1kg	41個、331,528kg 120L	3kg

※1 表中の単位以外の単位で届出されている物は、計上対象外とした。また、表中の同欄に複数の単位で表示した物は、それぞれ処分見込量は重複しない。

※2 その他の機器とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

※3 その他とは、その他の機器等を含む全てのPCB廃棄物の種類に分類できない物又は複合汚染物である。

表2-8 県内のPCB廃棄物の処分見込事業場数（令和4年3月31日現在）

PCB廃棄物の処分見込事業場数	岡山県内			439
	岡山市内	倉敷市内	県所管内	
	150	100	189	

表 2 - 9 政令市、県民局単位の P C B 廃棄物の処分見込量（令和 4 年 3 月 31 日現在）

P C B 廃棄物の種類	高濃度 P C B 廃棄物					低濃度 P C B 廃棄物					P C B 濃度不明廃棄物				
	岡山市内	倉敷市内	県所管内			岡山市内	倉敷市内	県所管内			岡山市内	倉敷市内	県所管内		
			備前 県民局	備中 県民局	美作 県民局			備前 県民局	備中 県民局	美作 県民局			備前 県民局	備中 県民局	美作 県民局
変圧器	-	-	-	-	-	227台 205kg	687台	185台	162台	81台	1台	10台	-	13台	-
コンデンサー（3kg 以上）	12台	26台	11台	11台	7台	49台	99台 30kg	15台	28台	16台	10台	7台	-	13台	-
コンデンサー（3kg 未満）	1台	348台	3台	-	1台	45台	92台	8台	9台	-	28台	86台	-	4台	-
柱上変圧器	-	-	-	-	-	20台	24台	2台	-	-	-	-	-	-	-
安定器	65台 311kg	95台 3,652kg	11台	-	-	2台	354台 172kg	3台	-	-	1台	-	-	-	-
P C B を含む油	0.1kg	-	0.2kg	-	-	166kg	5個 2,835kg 35L	6個 88kg	119kg	2個 780kg	-	-	-	-	-
O F ケーブル	-	-	-	-	-	-	7個 2,710kg	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の機器	-	-	6台	-	-	177台 10kg	167台	10台	7台	28台	21台	1台	-	-	-
感圧複写紙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウエス	-	-	-	-	-	21kg	250kg	126kg	4kg	11kg	-	-	-	-	-
汚泥	-	-	-	-	-	2kg	-	-	-	2,637kg	-	-	-	-	-
塗膜	-	-	-	-	-	2,908kg	1個 0.01kg	-	-	290kg	-	-	-	-	-
その他	1kg	-	-	-	-	3個 1,458kg	33個 20,198kg 120L	1個 5,652kg	1,302kg	4個 302,917kg	3kg	-	-	-	-

※ 1 表中の単位以外の単位で届出されている物は、計上対象外とした。また、表中の同欄に複数の単位で表示した物は、それぞれ処分見込量は重複しない。

※ 2 その他の機器とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

※ 3 その他とは、その他の機器等を含む全ての P C B 廃棄物の種類に分類できない物又は複合汚染物である。

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

第1節 高濃度PCB廃棄物の処理の体制の現状

国は、PCB廃棄物処理基本計画に基づき、地元地方公共団体との調整の結果を踏まえ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用して全国5か所に拠点的な広域処理施設（以下「拠点的広域処理施設」という。）を整備している。

本県は、全国5か所の拠点的広域処理施設のうち北九州市に設置されたPCB廃棄物処理施設（以下「北九州PCB廃棄物処理施設」という。）の処理対象地域となっているが、令和4年5月、国はPCB廃棄物処理基本計画を一部改訂し、北九州PCB廃棄物処理事業の対象地域で計画的処理完了期限後に新規発見された大型変圧器・コンデンサー等について、大阪市及び豊田市に設置されたPCB廃棄物処理施設（このうち豊田市に設置されたものを、以下「豊田PCB廃棄物処理施設」という。）において処理を行うこととした。このうち、本県内の大型変圧器・コンデンサー等は、豊田PCB廃棄物処理施設で処理することとなった。

北九州PCB廃棄物処理施設による処理事業（以下「北九州PCB廃棄物処理事業」という。）及び豊田PCB廃棄物処理施設による処理事業（以下「豊田PCB廃棄物処理事業」という。）の概要は表3-1及び表3-2のとおりであり、各事業における処理対象物の処理完遂に向けて、今後の処理の見通しを踏まえ、事業終了準備期間も活用して処理を実施することとなった。

表3-1 北九州PCB廃棄物処理事業の概要

項目		内容	
事業主体		中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
事業の実施場所		福岡県北九州市若松区響町一丁目	
処理対象		大型変圧器 コンデンサー等	安定器及び汚染物等
事業対象地域		A地域	A地域、B地域、C地域 (大阪PCB処理事業所 及び豊田PCB処理事業 所における処理対象物を 除く。)
事業対象地域以外に保管 されている処理対象物		C地域の車載変圧器の 一部、D地域のコンデ ンサーの一部	—
処理施設	処理方法	脱塩素化分解 (第1期、第2期)	プラズマ溶融 (第2期)
	処理能力	1.5トン/日 (PCB分解量)	10.4トン/日 (安定器及び汚染物等の量)
事業の時期	計画的処理 完了期限	平成31年3月31日	令和4年3月31日
	事業終了 準備期間	平成31年4月1日～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日～令和 6年3月31日

※ 事業対象地域の区分については、次のとおり

A地域：岡山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

表3-2 豊田PCB廃棄物処理事業の概要

項目		内容	
事業主体		中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
事業の実施場所		愛知県豊田市細谷町3丁目	
処理対象		大型変圧器 コンデンサー等	安定器及び汚染物等
事業対象地域		C地域	C地域（小型電気機器の一部に限る。）
事業対象地域以外に保管されている処理対象物		A地域の大型変圧器・コンデンサー等の一部、B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	—
処理施設	処理方法	脱塩素化分解	
	処理能力	1.6トン/日（PCB分解量）	
事業の時期	計画的処理完了期限	令和5年3月31日	令和5年3月31日
	事業終了準備期間	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日

※ 事業対象地域の区分については、表3-1に同じ。

※ 網掛け部分は、本県内のPCB廃棄物とは無関係

また、北九州及び豊田PCB廃棄物処理施設における県内のPCB廃棄物の処理については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を中心に政令市及び隣県等とも連携し、効率的な収集運搬を行うなど計画的かつ合理的に進める。

第2節 高濃度PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策

本県は、拠点的広域処理施設である北九州PCB廃棄物処理施設の処理対象地域であり、また、計画的処理完了期限後に新規発見された大型変圧器・コンデンサー等については豊田PCB廃棄物処理施設で処理することとされていることから、県内の高濃度PCB廃棄物は当該施設において安全かつ確実に処理することを基本とする。

第3節 高濃度PCB廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を行うためには、処理施設の整備とともに、各保管事業場から処理施設までの収集運搬体制の確立が必要である。

PCB廃棄物の収集運搬に当たっては、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物処理基準、国が策定したPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等に従い、適正に収集運搬する必要がある。

さらに、北九州及び豊田PCB廃棄物処理事業では、表3-1及び表3-2に示す事業対象地域のPCB廃棄物を処理するため、収集運搬、施設への搬入等について、関係機関における調整が必要であり、収集運搬に当たっては、事業対象地域の都府県、政令市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社で構成する広域調整協議会において決定された事項や各都府県市のPCB廃棄物処理計画に定める運行条件に従う必要がある。

県では、これらのことを踏まえ、次のことを基本とし、安全かつ確実な収集運搬体制の確保を図ることとする。

1 PCB廃棄物収集運搬業者の確保

PCB廃棄物の収集運搬は、保管事業者自らが行うことも考えられるが、ほとんどの場合は、PCB廃棄物収集運搬業者に委託すると想定される。

県内でPCB廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者は、廃棄物処理法に基づき、岡山県知事等の許可を受ける必要がある。

したがって、許可に当たって許可基準への適合状況を厳正に審査することは当然であるが、許可後に処理基準違反等が明らかになった場合には、厳正に行政処分を実施し、不適正な収集運搬業者の排除に努めることとする。

2 合理的な経路による運搬

主な運搬手段として考えられるトラックによる運搬については、次の事項を運搬者に遵守させ、安全性の確保を図ることとする。

- ① 高速道路、国道等の幹線道路を運行することを基本とする。
- ② 幹線道路の選択に当たっては、より高規格の道路を優先する。
- ③ 積込地が幹線道路に面していない場合は、合理的な経路を経て、速やかに幹線道路に入る。

3 事故時の連絡体制の整備

PCB廃棄物の運搬中の事故による、PCBの漏えい、飛散等に迅速かつ的確に対処できる緊急連絡体制を整備することとする。

第4節 低濃度PCB廃棄物の処理

低濃度PCB廃棄物については、拠点的広域処理施設の対象となっておらず、廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の産業廃棄物処理施設の許可制度又は環境大臣の無害化処理認定制度を活用した処理施設立地の取組が進められる等、PCB廃棄物処理基本計画に基づく処理体制の整備が図られている。

令和4年2月末現在、低濃度PCB廃棄物の処理業者数は、本県内では3業者、全国では37業者となっており、処理業者に対して安全かつ確実な処理の実施を指導するとともに、保管事業者等に対してはPCB特措法で定める期間内（令和9年3月31日まで）に確実に処理を完了するよう指導する。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、各関係者の役割を次のとおり定め、各関係者が協力・連携して処理を推進することとする。

第1節 県の役割

1 監視、指導に関すること

県は、政令市と協力し、次のとおり監視、指導に取り組むこととする。

(1) PCB廃棄物の保管及びPCB使用製品の所有状況の把握

PCB廃棄物及びPCB使用製品の確実かつ適正な処理を確保するためには、県内におけるこれらの保有情報を確実に把握することが必要であることから、環境省が示す調査方法等によりPCB廃棄物等の保有状況調査を実施するとともに、関係機関との情報共有、PCB特措法に基づく報告徴収や立入検査の活用等により、その把握に努めるものとする。

(2) PCB保管事業者に対する監視・指導等

PCB保管事業者に対しては、処理が終了するまでの間、PCB特措法に基づく保管・処分状況の届出や廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準・保管基準の遵守などについて、周知徹底を図るとともに、PCB廃棄物の処分期間内の適正処理を指導する。特に高濃度PCB廃棄物について、期間内の処分がなされない場合等、必要な場合は、PCB特措法に基づく改善命令や代執行を行い、確実な処分を指導する。

また、計画的に立入検査を実施し、PCB廃棄物の保管状況等を把握するなど、監視指導の徹底・強化を図る。

(3) 所有事業者に対する監視・指導等

PCB使用製品を所有している事業者に対しては、早期かつ計画的な廃棄、PCB特措法に基づく処分期間内の適正処理についての指導を行う。

県内におけるPCB使用製品の所有状況等については、PCB特措法に基づく届出のほか、電気関係報告規則の規定により中国四国産業保安監督部長へ報告された内容、その他必要な調査を行うこと等により実態把握に努める。

(4) 収集運搬を行う者に対する監視・指導等

収集運搬を行う者に対しては、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及び低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインの遵守を徹底させるとともに、北九州及び豊田PCB廃棄物処理施設への運搬に当たっては、関係機関において決定された事項や各都府県市のPCB廃棄物処理計画に定める運行条件等の遵守についても徹底を図る。

また、立入検査等の実施により、処理基準違反等が明らかになった場合には、厳正に行政処分を実施し、不適正な収集運搬業者の排除に努めることとする。

(5) 処分を行う者に対する監視・指導等

低濃度PCB廃棄物の処分を行う者に対しては、低濃度PCB廃棄物の適切か

つ確実な処分が行われるよう廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準、低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン等の遵守を徹底させる。

また、立入検査等の実施により、処理基準違反等が明らかになった場合には、厳正に行政処分を実施し、不適正な処分業者の排除に努めることとする。

2 高濃度PCB廃棄物の広域的処理の推進に関すること

(1) 早期処理完了のための取組

国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力し、必要な調査を行った上で未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し処理の時期を確認するとともに、処分期間内又は計画的処理完了期限までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ適切に処理委託が行われ、一日も早く処理が完了するよう必要な指導等を行う。

(2) 処分期間後における取組

計画的処理完了期限後に新たに発見された場合においても、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力し、PCB保管事業者に対して、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での受入処理が可能な期間内に同社へ適切に処理委託が行われ、速やかに処理が完了するよう必要な指導等を行う。

(3) 関係機関との調整等

北九州及び豊田PCB廃棄物処理事業の実施に当たっては、処理を円滑に進めるため、搬入時期、運搬方法等について、関係機関で調整を図る必要がある。

このため、広域調整協議会等において、搬入量の調整、緊急時の対応等について十分な協議、調整を行い、適正な広域的処理の推進を図る。

(4) 地元地方公共団体への協力

北九州PCB廃棄物処理施設が設置されている北九州市は、国からの要請を受け施設の立地を受け入れ、さらに平成26年4月及び令和4年4月には、我が国のPCB廃棄物の処理を促進するため、処理期間の延長等についても追加で受け入れる決断をした。豊田市についても同様である。

こうした地元地域の重要な貢献を認識し、一日でも早くPCB廃棄物の処理を完了させるよう協力する。

(5) 事業者への指導等

北九州及び豊田PCB廃棄物処理施設での処理に当たっては、事業者は、PCB特措法に基づく保管状況等の届出とは別に、保有するPCB廃棄物等の情報について、あらかじめ中間貯蔵・環境安全事業株式会社に登録する必要がある。

県では、中間貯蔵・環境安全事業株式会社からこの登録に関する情報の提供を受け、登録を行っていない事業者に対し、早期に登録するよう指導を行う。

また、PCB廃棄物の保管状況等から、特に早期の処理が必要と判断される物については、県は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社と協議・調整することとする。

3 緊急時の対応に関すること

収集運搬時の事故発生等緊急時において速やかな対応が執れるよう、関係都府県、各市町村等の関係機関や中間貯蔵・環境安全事業株式会社と連携して緊急時の

対応に関する連絡体制等を整備するものとする。

また、消防、警察等に対し、あらかじめ緊急時のPCBの取扱いについて、情報提供を行うものとする。

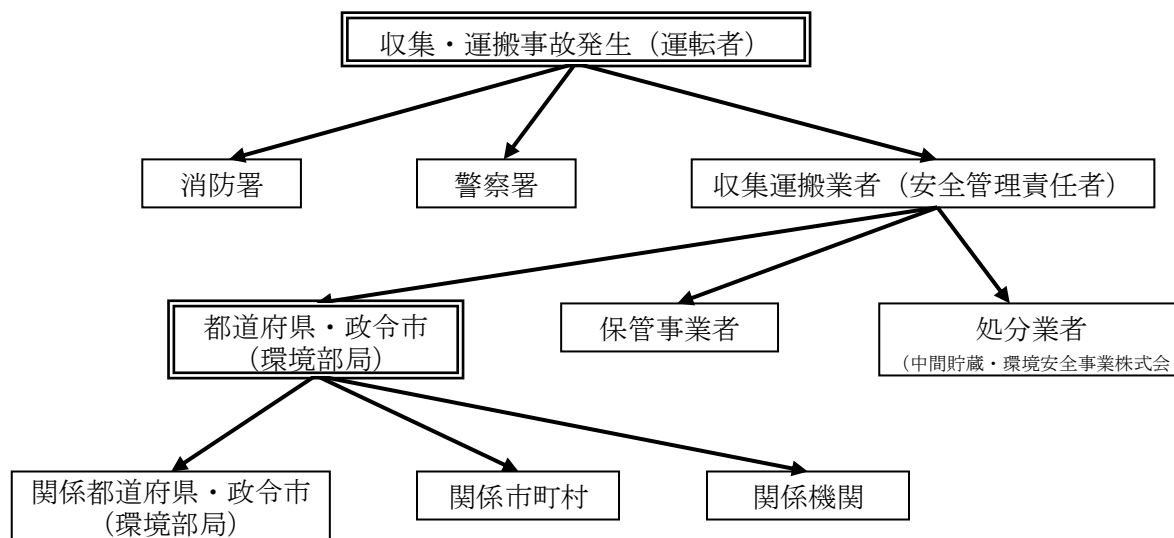


図4-1 緊急連絡体制

4 県民、事業者等の理解を深めるための方策に関すること

県内におけるPCB廃棄物の保管状況等に関する情報、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、PCB廃棄物の性状、安全性の確保に関する情報等をホームページ等の媒体を活用して積極的に公開し、県民の理解を促進することとする。

また、保管事業者に対しては、PCB廃棄物の適正な保管、収集運搬に関する情報、PCB廃棄物に係る関係法令に関する情報、北九州及び豊田PCB廃棄物処理事業に関する情報等、説明会の実施、パンフレットの配布等により必要な情報を周知、提供することとする。

さらに、事業者に対して、PCBに関する情報を、広報紙の利用、パンフレットの配布、説明会の実施等により広く提供し、事業者が未把握のPCB使用機器等がないか注意喚起を行うこととする。

加えて、県及び政令市は、電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対して、PCBにより汚染された廃電気機器等が不適正に保管及び処理されることがないように情報提供に努めるものとする。

5 中小企業者等への支援に関すること

PCB廃棄物の処理費用は、通常の廃棄物と比べ高額であり、処理費用負担能力の小さい中小企業者や個人が処理費用を捻出することは困難な場合があると予想される。

このため、平成13年度から、中小企業者等が行う処理の費用の一部を補助すること等を目的に、国、都道府県及び産業界からの拠出による「PCB廃棄物処理基金」が造成されており、平成26年度、平成30年度及び令和2年度に補助範囲が拡大された。

県でもこの基金に資金を拠出しており、中小企業者等の処理費用の負担を軽減

し、適正処理の推進を図ることとする。

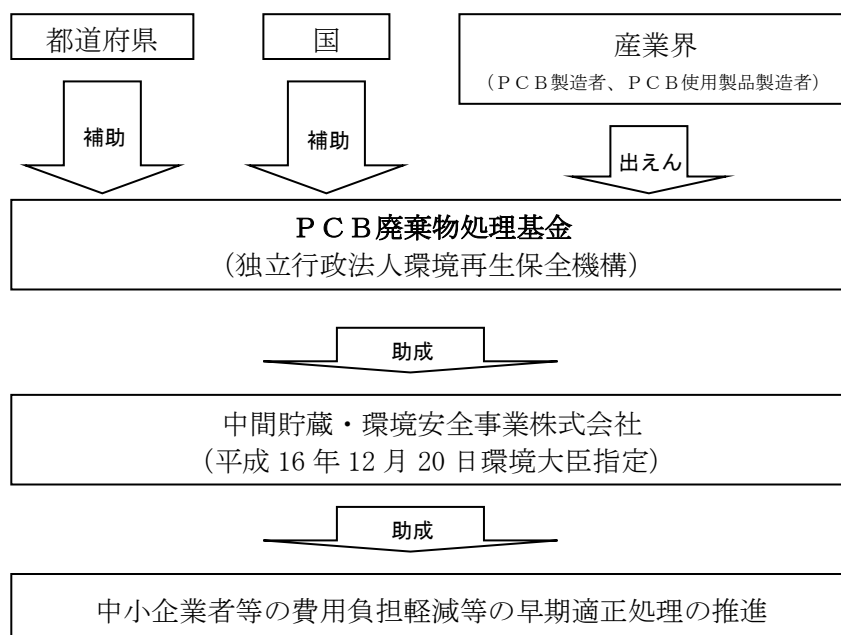


図 4 - 2 P C B 廃棄物処理基金の仕組み

第 2 節 保管事業者の役割

保管事業者は、保管中の P C B 廃棄物が適正に処理されるまでの間、特別管理産業廃棄物処理基準・保管基準に従い、P C B の漏えい等による生活環境の保全上支障が生じないように、特別管理産業廃棄物管理責任者のもと、適正な管理・保管に努め、P C B 廃棄物の収集運搬・処分に当たっては、廃棄物処理法を遵守するとともに、P C B 特措法で定める処分期間内に確実に適正に処分するものとする。

なお、P C B 廃棄物の保管及び処分の状況については、P C B 特措法に基づき、毎年度県又は政令市に届け出る必要がある。

また、県の P C B 廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組について、協力するものとする。

第 3 節 所有事業者の役割

P C B 使用製品を所有している事業者は、P C B 使用機器を適正に管理するとともに、計画的に廃棄し、P C B 特措法で定める処分期間内に適正に処分するものとする。

加えて、微量の P C B によって汚染された又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供される P C B 汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機器等を製造した者に対して、P C B 汚染の可能性の有無について確認するものとする。また、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気

機器等にPCB汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のPCBの濃度を測定する等の適切な方法により、PCBにより汚染されているかどうかを確認するものとする。

また、PCB特措法、電気関係報告規則に基づき必要な届出、報告を行うとともに、県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組について、協力するものとする。

第4節 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、廃棄物処理法、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及び低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインで定める基準を遵守するとともに、北九州及び豊田PCB廃棄物処理施設への運搬に当たっては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が定めた受入基準、広域協議会において決定された留意点、各都府県市のPCB廃棄物処理計画に定める運行条件等を遵守し、適正かつ安全に収集運搬するものとする。

また、県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組について、協力するものとする。

第5節 処分業者の役割

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、保管事業者・所有事業者と緊密に連絡調整の上、高濃度PCB廃棄物の登録・処分委託に係る手続に沿って、計画的かつ速やかな受入れを進め、適切かつ確実な処分を行うとともに、県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組について、協力するものとする。

環境大臣の認定を受けた無害化処理認定事業者及び都道府県知事等の許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者は、低濃度PCB廃棄物の処分業者として、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、適正かつ確実な処分を行うとともに、県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組について、協力するものとする。

第6節 政令市及び県内市町村の役割

政令市は、本計画で掲げた期限内の適正処理等の目標を達成するため、県と協力・連携し、所管内のPCB廃棄物の早期かつ適正な処理の促進に努めるものとする。

政令市以外の県内市町村においても、県に対して、PCB廃棄物の保管・使用に関する情報の提供を行うなど、県が実施するPCB廃棄物の適正処理に関する施策・取組に対して協力するものとする。

政令市を含む県内市町村は、一般廃棄物となるPCB廃棄物について統括的処理責任を有することから、当該PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を行うものとする。

第7節 その他関係者の役割

PCB及びPCB使用製品の製造事業者等は、県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組について、協力するものとする。